

情報プラザ

▼違法・迷惑駐車は、交通渋滞や交通事故を誘発することはもとより、救急車などの活動を阻害する原因となります。特に冬期間においては、違法・迷惑駐車のため除排雪がスムーズにできず、道路管理に支障が生じたり、駐車車両の陰から歩行者が飛び出し、交通事故にもなりかねません。安全で円滑な道路交通の場を確保するために、お互いに違法・迷惑駐車を「しない」、「させない」、「許さない」気運を高めるよう、ご協力をお願いいたします。

▼羽幌警察署

除

迷惑駐車を一掃しよう

羽幌町役場

☎ 2-1211

インターネット

ホームページアドレス
<http://www.hokkai.jp/haboro/>
 E-メールアドレス
kikaku@town.haboro.hokkaido.jp

町長室のメールアドレス

sawayaka
 @town.haboro.hokkaido.jp
 ご意見お待ちしております

平成14年度自衛官募集

募集種目	資格	受付期間	試験期日予定日	入隊(校)
自衛隊生徒	平成15年4月1日現在15歳以上17歳未満の男子で中学校卒業	平成14年11月5日 ～ 平成15年1月7日	1次試験 平成15年1月11日 2次試験 平成15年1月24日～27日 の間の1日	平成15年3月下旬 ～ 4月上旬
自衛隊生徒とは、専門技術者として陸・海・空曹を養成するため、中学卒業者を対象とした制度です。教育は4年制で、入校後、3年後に高等学校卒業資格を取得でき、4年後の卒業時に3等陸・海・空曹に任命されます。				
試験科目	国語、社会、数学、理科、英語（択一式）及び作文			
採用後の待遇	特別職国家公務員 給与等：入隊時 約156,000円 賞与：年3回（合計4.65カ月分）			

細部については、羽幌町役場総務課（☎ 2 - 1211）又は旭川地方連絡部留萌募集事務所（☎ 0164-42-4650）にご連絡ください。

□町長との語り合いの場

『ふれあいトーク』
 5人～10人くらいのグループで開催日の10日前までに申込みを！

□出前講座（29講座）

『ほっと講座はぼろ』
 5人以上の団体やグループが主催する学習会等に町職員が講師として出向きます

☞お問合せ・申込み先

企画課広報広聴係
 （内線252～254）

●ホタルの電話 ☎ 2-1310

1人でなやんで自分をイジメないでかけてみよう『ホタルの電話』

特 設人権心配ごと相談所
を開設します

▼法務省及び全国人権擁護委員連合会では、人権思想の普及高揚のため12月4日から10日までの一週間を「人権週間」と定め、各種行事を実施します。

当町でも、次により「特設人権心配ごと相談所」を開設します。

■日時／12月5日（木）

午後1時から午後3時まで

■場所／中央公民館 第3研修室

問合せ先

町民福祉課総合受付係（内線104）

勤 労者福祉資金
融資をご利用ください

▼北海道では、中小企業にお勤めの方（育児・介護休業中の方も含まれます）、季節労働者の方、企業倒産など事業主の都合により離職した方に、医療、教育、冠婚葬祭などの「生活資金」を融資しています。

（別表）

区分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
資金前途	医療、災害、教育、冠婚葬祭、一般生活費等		
融資利率	年1.50%	年0.60%	
融資金額	100万円以内		
融資期間	5年以内		
償還方法	元利均等月賦償還（半年賦併用可）		

融資利率は平成14年4月1日現在のもです。

融資内容は別表のとおりですが、融資対象や条件などの詳しい内容につきましては、各取扱金融機関（北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合）または各支庁商工労働観光課、道庁経済部金融課（☎011-333-4111内線六・三六五）へお問い合わせください。

巡 回職業相談の
お知らせ

▼平成14年度留萌公共職業安定所 羽幌巡回職業相談の職員派遣日をお知らせします。

■日時／12月12日（木）・26日（木）

午前10時から午後3時まで

■場所／羽幌町共同福祉センター

■取扱区域／羽幌・苫前・初山別

■取扱業務

特例一時金の受給手続き

問合せ先

ハローワーク留萌

☎0164-42-0388

消 防法の一部が
改正されました

「平成14年10月25日施行」

▼【改正内容】消防法第四条二項及び三項を削除し、従来、立入検査を実施する場合は、48時間以内に通知をし、日の出から日没までとされていたが、次のように改正されました。

◎48時間以前の通知の廃止

◎時間制限の廃止↓営業時間内または日中とする。（全時間帯）

▼北留萌消防組合消防署

11月は「建設雇用改善推進月間」です

建設業は、全産業雇用者の13.2%にあたる約30万4千人の労働者に働く場を提供する基幹産業として、本道の経済・雇用を支える重要な役割を果たしています。

しかしながら、建設業に働く労働者については、従来から雇用関係の不明確さ、臨時・季節労働者への依存、労働災害の多発、労働条件・労働福祉の立ち遅れなどの改善を要する問題が多く、また、建設業が21世紀においても魅力ある産業であり続けるためにも、これまで以上に積極的に雇用の改善に取り組んでいくことが強く期待されていることから、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づき、建設労働者の雇用改善を図るための諸政策を展開してきております。

この結果、建設雇用改善への歩みが確実に見られるものいまだ十分とはいえず、なお深く浸透させることが今後の課題として残されています。このため、厚生労働省では「いい仕事はいい職場から」をスローガンに掲げ、建設労働者の雇用の改善について建設事業主をはじめ関係者の理解と関心を深めるため、11月を「建設雇用改善推進月間」として、啓発活動を展開しています。

留萌公共職業安定所